

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の一部改正について

平成24年1月
自動車局
環境政策課
技術政策課

1. 経緯

地球温暖化対策の重要性がますます高まる中、ガソリンにバイオエタノールを10体積%まで混合したいわゆる「E10」と、E10に安全性確保及び大気汚染防止の観点から対応したE10対応ガソリン自動車の普及が望まれているところ。

今般、「揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則」（昭和52年通商産業省令第24号）が改正され、E10対応ガソリン車用として販売される燃料の規格が定められることとなり、E10燃料が市場に導入されるための環境が整えられた。国土交通省では、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示を一部改正し、E10対応ガソリン自動車に係る燃料の規格等を定め、E10対応ガソリン自動車市場に導入されるための環境を整えることとする。

2. 改正の概要

E10対応ガソリン車の燃料に係る規格を以下のとおりとする等の改正を行うこととする。

- (1) 安全及び公害防止に係る技術基準の前提となる、ガソリンの燃料規格のうち、エタノールを10体積%以下、酸素分を3.7質量%以下とする。
- (2) 「乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準」及び「燃料蒸発ガスの測定方法」の試験燃料の標準規格について、エタノールを9～10体積%、酸素分を3.7質量%以下、蒸気圧を56～60kPa等とする。

3. 今後のスケジュール(予定)

公布 平成24年3月

施行 平成24年4月